平成26年度財政健全化判断比率および資金不足比率の状況

1. 財政健全化法の概要

地方公共団体の財政状況を統一的な指標で明らかにし、財政の健全化や再生が必要な場合に迅速な対応を取るため「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(「健全化法」)が平成19年6月に公布されました。

これにより地方公共団体は、毎年度、前年度決算に基づく健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率を算定し、監査委員の審査に付したうえで、議会に報告するとともに市民の皆様に公表することとなりました。

健全化判断比率は、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の 4 つの財政指標の総称です。地方公共団体はこの健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上となった場合には、「早期健全化段階」となり、自主的な改善努力による財政健全化を図るため財政健全化計画を策定することとなります。さらにこの比率のうち財政再生基準に達しているものがひとつでもあれば、「財政再生段階」となり、国等の関与による確実な再生を図るため財政再生計画を策定することとなります。

また、資金不足比率は、公営企業における指標で、経営健全化基準以上となった場合は、経営健全化計画を策定することとなります。

2. 平成26年度決算に基づくいすみ市の健全化判断比率等

(1) 健全化判断比率

平成 26年度決算に基づく「健全化判断比率」を算定したところ、市は全ての指標において、早期健全化基準を下回りました。

指 標 名	い す み 市	早期健全化基準	財政再生基準			
実質赤字比率	_	13. 17	20. 00			
連結実質赤字比率	_	18. 17	30. 00			
実質公債費比率	8. 5	25. 0	35. 0			
将来負担比率	94. 9	350. 0				

[※] 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、黒字のため「一」と表示しています。

(2) 資金不足比率

平成 26年度決算に基づく公営企業(水道事業会計)の「資金不足比率」は、資金不足が生じませんでしたので、該当ありません。

会	計	名	U)	す	み	市	経営健全化基準
水道	事業会	計		_	_		20.0

[※] 資金不足比率は、資金不足が生じなかったため「一」と表示しています。

3. 各指標等について

1)実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率です。

福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示す指標ともいえます。

②連結実質赤字比率

公営企業会計を含む全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率です。 すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体 としての財政運営の深刻度を示す指標ともいえます。

③実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率です。 借入金(地方債)の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標ともいえます。

4将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率です。 地方公共団体の一般会計等の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を 指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえます。

⑤資金不足比率

公営企業会計ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率です。

公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の深刻度を示す指標ともいえます。

4. 対象の範囲について

U)	_	般	会計	実質 赤字 比率	連結	実	将	
す	特		国民健康保険特別会計 老人保健特別会計		実質	質	来	
み	別	公営事業会計	介護保険特別会計後期高齢者医療特別会計		赤字	公		
市	会	公営企業会計	水道事業会計(法適用)		比率	債	負	資金 不足
	計		小 垣 争 来 云 ii (広 逈 H)		·	費	10	比率
一部事務組合•広域連合			千葉県市町村総合事務組合 千葉県後期高齢者医療広域連合			比	担	
		然給・広域連合	夷隅郡市広域市町村圏事務組合南 房 総 広 域 水 道 企 業 団			率	比	
			国 保 国 吉 病 院 組 合 夷 隅 環 境 衛 生 組 合 市 施 学 校 組 合				率	
地	方公社	・第三セクター等	_					